

# 新型コロナウイルス感染症感染者が死亡した場合の 搬送料補助金について

西海市では、新型コロナウイルス感染症に感染した状態で亡くなった方の搬送料の補助を行います。

## ○補助対象者

西海市の住民基本台帳に記録されている方が、新型コロナウイルス感染症に感染している状態で死亡したときの搬送料を負担した遺族・親族  
※死亡者が西海市以外の住民基本台帳に記録されている場合は対象になりません

## ○補助額

搬送料（霊柩搬送費、葬祭用具、その他死亡してから斎場までの搬送にかかる諸経費の合計金額）を補助します  
※上限額は10万円

## ○申請書類

- ①新型コロナウイルス感染症感染者が死亡した場合の搬送料補助金交付申請書兼請求書（別記様式）
- ②搬送料の領収書等支払金額がわかるもの
- ③補助金の振込先通帳の写し（口座の記号・番号が記載された部分）

## ○申請期限

火葬を行った日から3か月以内

## ○申請書提出先

西海市役所環境政策課または、各総合支所及び各出張所

担当課：西海市役所環境政策課  
TEL：0959-37-0065